

批評・紹介

中國政治制度の研究

——内閣制度の起源と發展——

山 本 隆 義 著

昭和四十三年三月 京都、東洋史研究會刊

(東洋史研究叢刊之十八)

A5 五三七頁 索引一七頁

本書は、翰林學士や内閣制度などの研究で知られる著者が、長年の研究成果をまとめて、秦代から明代におよぶ中國の草制制度の發展過程を説明したものであり、その前半部分は新たに執筆された未發表の論稿である。草制制度というのは、著者の説明によると、王命すなわち詔敕の起草に關する制度であつて、この制度を通じて、中國における皇帝政治の實態を探究することを目指している。恐らく、このような主題によつて中國官制史を組み立てられたのは、著者が最初であろう。その意味で、本書は制度史研究に新しい視角を提供したものといえる。

ところが本書の標題は中國政治制度の研究となつてゐる。詔敕を起草する官廳と官職を扱うのであるから、政治制度の一部分であることは確かであるが、本書の内容を適確に表示しているとはいえない。著者もあとがきで羊頭狗肉のそしりを免がれ難いがと辯解し、草制制度なる用語が一般に膾炙されていないので、この書名を冠したと記している。しかし目次をみても明らかなくとく、本書は一貫

して草制制度に關する研究であり、それこそ著者が長年追究してこられた主題である以上、堂々とこれを書名に冠すべきであつた。あるいは少なくとも、副題において示すことが望ましかつたが、副題では内閣制度となつてゐる。それでは明の内閣制度が本書の中心問題かといへば、十三章のうちわずかに最後の一章、頁數にして全體の十分の一がこれに當てられてゐるにすぎない。あるいは一般的に皇帝の内局の意味で歷代の内閣制度を指しているともみられるが、明代以外のところでは内閣という語は全く使われていない。したがつて、この副題も本書の内容を適確に示していない。標題のあいまいさは讀者に不親切であるばかりでなく、その學術文獻の價値をみずから下落させるものであることを、心得ていただきたい。このことが、本書を手にして先ず感ずる不満である。

本書は全體を十三の章に分つ。そのなかで前述の一章を除いた他の十二章は、秦代から明代までの王朝名を羅列したものである。さらに第三章三國時代は魏、吳、蜀の三節に分ち、つづく南朝時代、北朝時代もそれぞれ朝代ごとに節を立ててゐる。章節のなかは、王朝ごとに詔敕の起草にあつた官職と官衙について、その機構、職掌、地位、出自の順に一々説明してある。その丹念さは著者の篤實な人柄によるのであろうが、讀むものにはその筋を追うだけでも餘程の根氣がいる。とくに前半部分がはなはだしい。王朝區分のみに頼らず、中國の草制制度の推移を大局的に把握できるように、構成にも周到な配慮が必要であつた。なお、敘述の範圍を秦から明までに限つたのは、秦が中國最初の中央集權國家であり、天子獨裁制機構を大成したのが明代であるという著者の見解にもとづく。それにしても、内閣が存続した清初およびその後の推移を略述する一章が

設けられて然るべきであらう。

ところで十三章を便宜上まとめてみると、主たる詔敕起草の官を基準にして、おおよそ次の四期になるようである。

第一期 尚書 第一章秦代・第二章漢代

第二期 中書 第三章三國時代―第八章唐代前期

第三期 翰林學士 第八章唐代後期―第十二章明代(翰林院)

第四期 内閣 第十二章明代(内閣)―第十三章明代の内閣

以下、右の區分にしたがって本書の内容を紹介しよう。

第一期 尚書の時代。秦漢時代は、武帝から數十年間を除き制度上、尚書が詔敕の起草を擔當した。尚書はもともと文書の授受をつかさどる天子の秘書室であり、草制(以下、著者にしたがつてこの用語を用いる)はその屬僚の郎官があたるのを原則とした。ただし武帝から元帝までは宦官の中書謁者の職務となり、内外の章奏は尚書を経ずに中書から直接天子に送られたので、天子の獨裁權を強めた。しかし、天子の私人である宦官が絶大な天子の信頼と寵幸をえて専横になったため成帝のはじめ尚書郎に復した。後漢では、光武帝が帝權の強化を行なつた初期に側近である尚書の地位は向上し、尚書郎の勢威も高まつたが、帝權が衰退した後期には尚書の地位も低下した、という。「天子權を象徵する詔敕の起草を職掌とするものの地位はもともと清要であるべき性格のもの」であり、草制官僚の地位は天子權の強弱に左右されるというのが、全卷を貫ぬく大前提であり、そのことを各王朝について實證につとめているが、この時代は史料が少なく、とくに推斷が多い。もつとも以上は制度上の原則であり、實際には他官の文人が起草する場合があつたことを認めている。

第二期 中書の時代。後漢中期以後、もと秘書であつた尚書が公

的な政府機關と化したので、魏の曹操は直屬の私的な秘書官室を設けた。それが間もなく中書省と改稱され、草制の官衙として唐代に及んだ。はじめ草制にあたるのは長官の中書監、令が建て前であつたが、監令の地位があまり宰相に比肩されるようになると、草制の職務は時代を下るにしたがい屬官の中書侍郎、さらに中書舍人にと移行していった。南朝では監令に門閥貴族を起用したが、これは名譽職であつて、中書の實務は位階の低い舍人が代行していた。天子は天子權を強化して門閥に對抗するため、舍人に寒族出身者を任用して國政の機密に參劃せしめた。そこで舍人は天子の寵幸と委任をうけて權勢をふるい、國を傾ける原因となつた。一方、北朝も魏晉の制度を繼承して、草制は中書省の職掌であり、實務が監令から侍郎に移したことも南朝と同様であつた。ただ北朝では門下省の勢威が高く、中書の地位は南朝ほど「清切」ではなかつた。北周の官制復古により草制は春官の内史省のつかさどるところとなり、隋に繼承されたが、唐代ではむしろ南朝の制を繼いで中書舍人が擔當した。とくに唐代は他の時代よりも他官による草制が顯著であつた。著者はその理由として、舍人の勤務場所が諸學士に比べて天子の居所からはなれていたこと、天子權が伸張強化した結果、專制天子の「恣意」によつて起草官が隨時變更されたことを擧げている。

以上が三國より唐代前期までの草制制度の概要であり、この説明に本書の三分の二をあてているが、新たに起稿したためか、この部分はとくに充分な推敲を経ない印象を與える。史料に限つて言えば、魏晉南北朝のことを述べるのに、後世の『資治通鑑』をはじめ

め『事文類聚』『山堂肆考』などの副次史料を、その王朝の正史の記事と全く同等にあつかい、その結果、北魏のところで、屈遵が中書令となり王命を掌ったことを記す同じ文章を、一七〇頁では『通鑑』から引用し、一八〇頁では『魏書』列傳から引用するといったことがみられる。また漢文の引用がきわめて多く、筆者はその極く一部分について照合したにすぎないが、その限りでも、引用漢文に誤字脱字が目立つ。その一例を挙げよう。「」は正字、（）は脱字である。其有特（發）詔授官者。即宣付詔誥局。作詔草。奏問（聞）敕可。……但（聞）詔出明日（白）。（一五六頁）

第三期 翰林學士の時代。唐代中期に翰林學士が創設されて詔敕の起草に従事させることになって、中國の草制制度は大きく變化した。すなわち内制と外制とに分れ、天子から直接下される命令を起草対象とする内制を翰林學士が、その他の命令を起草する外制を從來の中書舍人が掌る兩制制度になった。翰林學士は天子個人の祕書官であり、唐代では政治顧問として國政に參與し、宰相に匹敵する地位を占めたが、從來の中書舍人は詔敕のなかで重要でない外制を分掌するのみとなって、その地位は下落した。五代は唐制をそのまま繼承したが、後周時代に舍人に代って知制誥が外制を掌ることになり、宋制の端緒をひらいた。翰林學士院の機構は宋代において整備されて、學士には進士出身者であることが定まり、幾度かのきびしい銓考を経て任命されたので、學士の地位は顯貴となり、將來の宰相が約束されていた。しかし、唐代と異なり、學士はあくまで天子の顧問にとどまり、天子權を代行することはみられなかった。それは、天子獨裁體制が發達して、官僚の專權を不可能にしたからである。そこで著者は、翰林學士の地位を「清要」ならしめた條件を

考え「内命起草の重職と政治的顧問たる侍從の地位と天子に直隸せる身分との三本の柱に支えられる」という。他方、外制の方は舍人院、元豐の官制改革以後は中書省の職掌であり、はじめは後周につづいて知制誥が、元豐以後は中書舍人が擔當した。このところの本書の説明は、新舊兩官制の區別が明確でないため、混亂をきたしている。

元代になると、中書舍人が廢止されて内外兩制制度がくずれ、草制は翰林學士の專掌となったが、この體制は、中書省を廢止して中書舍人の職掌であった外制が翰林學士院に歸した、金代の制度に由來する。しかし、元では翰林院が國史院を併合して翰林國史院となり、さらに蒙古文の譯寫を職掌とする蒙古翰林院が分立した。翰林國史院にはとくに漢人、南人が多く、このポストが中國讀書人にとって國初から開放された無二の登龍門であったことを、任官者數と諸學士の出自の統計によって實證している。翰林院の地位は高く、長官である學士承旨の待遇は副宰相と對等になり、政治に參與し翰林から中書にのぼるものが元末には増加して、翰林の政治的性格を強めた。そうした現象が、明代に翰林を母胎とする内閣制度成立の先鞭をつけたもの、という系譜を考えているが、その地位について元朝の中央官制全體の機構をふまえて考察することが必要であろう。

明代の翰林學士は、内閣が成立し内制をつかさどるようになって、次第にかつての清要な地位を喪失していった。その理由を例の三本の柱によって説明する。すなわち、學士の地位は明初、三本の柱に支えられて極めて清要であったが、中期に内閣が翰林より獨立し發展すると、翰林の近侍的な職掌——内制の起草權——を奪われて第

一の柱を失ない、後期になると、閣臣に翰林出身者を起用しなくなつて、天子に直屬する身分という第二の柱がとりはずされ、さらに文學侍從の臣の淵義としての高い評價、つまり第三の柱もゆすぶられることとなり、明末には翰林院の傳統的な清要性は凋落した、というのである。

翰林學士の制度は著者が早くから研究してこられた問題であり、本書のなかでもっともまとまつた部分である。むしろこの問題を中心にして深く掘り下げていく方向もあつたのではなからうか。この時代になると制誥そのものの遺存もあり、文集には多くその文人が起草した詔敕文を載せる。例えば、歐陽脩はみずから數百篇の制誥をあつめて内制集、外制集に編集し、それぞれに序文を書いていく。これら職官關係以外の資料をも利用し、詔敕の種類、書式、文體などにも探究の幅をひろげるならば、當時の草制制度は立體的に構築され、文學、美術などの研究にも裨益することにならう。

第四期 内閣の時代。成祖のはじめ成立した内閣は、そのはじめから草制が重要な職掌の一であり、内外兩制とも内閣が掌つた時期と、外制を翰林學士が分掌した時期とがあつた。その沿革が第十二章で述べられ、第十三章は明代の内閣制度全般に關する考察である。はじめに内閣成立の経緯とその後の推移を、大學士の地位の昇降、内閣の機構と職掌の變遷などをふくめ、史實にもとづいて要領よく概述している。以下、各論ともいふべき、内閣の制・公署、定員、閣印、職掌、閣臣の銓法、出自を考察しており、この章の構成はまとまつている。ことに職掌の節では、内閣の種々の職掌のうち、もっとも重要であつた票擬―批答原案の作成―と草制とを限つてとり上げ、票擬についてはその手續き等を詳論していて有益であ

る。この節の最後に、明代の内閣と清代の内閣との機構上の相違について觸れるところがあるが、内閣制度の清朝への影響をいさ少し説明する必要があつた。さらに、ついには内閣を凌駕して專權をふるつた宦官勢力と内閣との關係を政治制度から考究することも望まれる。

以上のごとく、本書は詔敕の起草にあたる天子の祕書の制度、いわゆる草制制度を秦代から明代までたどることによって、この制度が時代とともに變遷したことを明らかにしたものである。すなわち、尙書から中書へ、翰林學士から内閣へと、もと天子の私的な祕書にすぎなかつたものが天子の寵幸と信任とをえて地位が上昇し、ついには宰相の座にも加わるようになる。すると天子はまた私的な祕書を創置する。そうした繰り返しが中國史を通じて幾度か行なわれたことを、各時代についてひろく關係史料を涉獵し實證されたのである。それは著者のたゆまぬ研鑽のたまものである、その結實である本書は學界に一つの財産を加えたものといえるであらう。

もちろん本書に問題がないわけではない。とりわけ著者は草制制度の時代的な推移をたどることに主眼を置いておられるごとくであり、それぞれの時代について、いわば横の關係において、いまひとつ突つ込んだ考察に欠けるように思われる。もとより著者はその時代の政治機構、皇帝權力のあり方、社會情勢の變化などに留意し、それらとの關連性を重んじつつ論述されており、その點で本書は通り一遍の制度史ではない。しかしその關係づけをきわめて割切つて矛盾なく行なわれていることが、かえつて論述が概説的で圖式的な印象を、讀む者に與える。たしかにあらゆる制度は時代の流れ、政治社會の趨向を反映するものであるとしても、兩者がいつの場合に

も全き相關關係にあるとはいえないであらう。兩者の間におこってくる矛盾とその克服の過程が具體的に緻密に解明されることが望まれるのであって、安直な關連づけは説得力に缺けるといわねばならない。また全巻を通じて詔敕起草者の地位の「清要」「清切」性が繰り返し強調され、天子權力の強さ弱さが問題となっているが、それを立證するのに史籍にみえる修辭的な章句を例示して、それだけを根據にされる場合がしばしばみられる。それもやはり説明不足であり、平板的な感じをうける。著者は詔敕の起草者がだれであったかを見出すことに主眼を置かれていたので、詔敕の様式や種類などに關する論及が少なく、具體性に缺けることは先にも觸れた。そうした關連する諸問題についての綿密な考察は今後に要請されよう。

本書はかならずしも讀みやすい論稿ではない。一つには、文章が生硬で用語に一般に熟さない漢語が多く用いられていることによる。なかでも制度上の特殊な語彙がほとんど解説もなくそのまま使用され、時にそれが「周知のごとく」として片付けられている。一般に制度語彙は難解なのであるから、面倒でも一應の注解が必要であった。さらに記述の隨處に「ともあれ」とか「それはともかく」などの接續詞を用いて論旨の轉換が行なわれ、一句中に二度出てくる場合すらある。あるいは「所以なし」としない、「少しなし」としないなどの曖昧な言葉が使用されて論旨を不明瞭にしている。文章の個性とはいえ、論述の嚴密さが望まれる。さらに引用漢文に誤字脱字があることを指摘したが、その他の箇所にもみられ、全體を通じて誤植が目立つことも惜しいことである。

いま大學では、はげしい紛争のなかで、まさに制度が問題とされ、舊い體制の變革が求められている。改革の道を模索し試行していく

困難なしかし貴重な體驗から、新しい制度史も生み出されてくることを期待したい。
(竺沙 雅章)

Li Ta-Chao And The Origins of Chinese Marxism

Maurice Meisner

Harvard East Asian Series 27

Harvard Univ. Press 1967 266pp.

近年、中國共產黨史の研究が盛んになるにともなうて、その創設者の一人である李大釗の思想が注目されつつある。中國では勿論のことだが、わが國でも一九五七年に、はじめて本格的に、李大釗の初期の思想が論じられて以來、幾つかの研究成果が出されており、殊に『李大釗選集』(一九六二)が出版されるに及んで、一層活潑になった。とはいふものの、今日までの李大釗研究の主要な關心は、マルクス主義受容のあり方と五四時期の活動など、だいたい初期の思想に集中していると思われる。最近の重要な成果と言える森正夫『李大釗』(一九六七)も、右に指摘した傾向を免れていない。

ここに紹介する Meisner の李大釗研究は、後で觸れるような様々の疑問點や缺陷をもちながらも、ともかく彼の全生涯と思想的展開を跡づけた試みとして、今後の研究を進める上で見落すことのない收獲だと思われる。

この書物は、著者がシカゴ大學歴史學科に提出した博士論文をも